

演繹的アプローチによる監査上の正当な注意の導出

- 「監査理論の構造(1961)」の検討 -

川 端 千 暁

1 節 . 序

2 節 . 監査公準試案

3 節 . Mautz and Sharaf [1961]による演繹的アプローチ

4 節 . 監査上の注意の現代的意味

5 節 . 結論と展望

1 節 . 序

財務諸表監査における不正及び誤謬に対する監査人の責任は、監査基準の発展を通じて、拡張の一途を辿っている。特に過去数十年間、1970年代から現在まで、アメリカの監査基準(auditing standards)では、重要な発展があった¹⁾。現行の監査基準では、財務諸表上の重大な不正を発見するため、監査基準においても職業的懐疑心(skepticism)が強調されている。また、監査の実施段階においては、一部不正監査(fraud audit)²⁾が導入されている³⁾。さらに、不正に対する監査研究は、近年脚光を浴び、頻繁に研究されている⁴⁾。Bell, Peecher, Solomon (2010)は、もしも将来、監査人の持つ経営者に対する姿勢が「中立的な姿勢(neutrality view)」から「疑ってかかる姿勢(presumptive doubt view)」へと重点を移し続ける場合、監査証拠の量、つまり職業的専門家としての正当な注意を行使したと認められる努力水準が、増加する可能性を指摘している(p. 21、邦訳

1) 不正に関する責任を拡張した監査基準としては、SAS16号、SAS 第 82号、SAS 第 99号があげられる。

2) 監査人が不正を摘発する責任を負う、不正監査(fraud audit)に対して、現行の GAAS 監査(GAAS audit)とは、職業的専門家としての正当な注意を払わなければ、監査人に責任を負わせる監査である。一般に GAAS に準拠していることが職業的専門家としての正当な注意を行使したこととなる。POB [2000]は、GAAS 監査は不正監査ではないし、そうなるべきではないという前提をとっている。

3) 2016年に再編された PCAOB 監査基準(PCAOB auditing standards、以下 AS)1015、を参照されたい。

4) 近年の不正に対する監査研究をレビューした代表的な論文には、Trompeter et al[2012]等がある。また、Hurt et al[2013]は、職業的懐疑心の研究について包括的なレビューを行っている。

p. 35)

我国においても、近年の相次ぐ会計スキャンダルを受けて、2015年には金融庁の下で「会計監査の在り方に関する懇談会」が設置された⁵⁾。2016年には、懇談会は討議を総括した提言として、「会計監査の信頼性確保のために」と題された報告書を公表した。報告書において、懇談会は、大きく5つの提言を行った⁶⁾。特に、不正に対する責任に関しては、会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮、不正リスクに着眼した監査の実施が提言され、さらに詳細な提言もなされた。

ただし、不正に対する監査人の責任という観点からは、大きく拡張を見せておらず、現在の責任の明確化にすぎない、とも解釈できる。しかしながら、懇談会の議事では、これまでの不正に対する監査人の責任から大きく拡張する主張も行われていた。つまり、会社ぐるみの不正に対する防波堤として、会計監査人を位置付ける議論が行われたのである。この議論は、会計監査が利害関係者にとってのラストリゾートだという観点からなされており、会計監査は本当に十分なのかということを議論することも懇談会の大きな目的であった。つまり、懇談会の議事には、不正監査の導入についての議論が含まれていた。

しかしながら、全面的な不正監査の導入は、古くから問題が指摘されており、懇談会でも不正監査には、監査人が監査に投入できる経済的資源には限界があり、完全な不正監査の導入は困難であり、これまで監査基準及び関係法令の改正によって、厳しい基準が規定されてきた、との指摘がなされている。本稿は、懇談会で議論されたような、不正監査が GAAS 監査か、という問題意識を基礎としている。

不正監査の問題を議論する際は、GAAS 監査が確立されてから、どのように監査人の不正に対する責任が拡張されてきたか、という議論は、有用だろう。なぜならば、不正に対する責任の拡張の歴史は、不正監査の全面導入を回避してきた歴史でもあるからである。他方、我国の監査基準は、米国の監査基準に大きく影響を受けてきた。つまり、不正に対する監査人の責任は、米国の監査基準において展開されたのである。したがって、米国の不正に対する監査人の責任の展開を理解することは、我国の不正監査を論じる際に、不可欠だろう。

米国において、一般に認められた監査基準(Generally Accepted Auditing

5)この懇談会の目的は、近年の IPO (株式新規公開) を巡る会計上の問題や会計不正事案などを契機として、今後の会計監査の在り方について、経済界、学者、会計士、アナリストなど関係各界の有識者から提言を得ること、にある。

6)具体的には、監査法人のマネジメント強化、会計監査に関する情報の株主等への提供の充実、企業不正を見抜く力の向上、「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック、高品質な会計監査を実施するための環境の整備に対する提言が行われた。

Standards, 以下 GAAS) は、1947年に公表された監査基準試案(Tentative statement of auditing standards)において、はじめて設定された⁷⁾。ここに、職業的専門家としての正当な注意の基準としての監査基準に準拠したか、を監査人の責任とする GAAS 監査が成立した。以来、米国の監査基準は、この GAAS の原則を具体的かつ詳細に述べたアメリカ公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants 以下、AICPA)による監査手続書(Statements on Auditing Procedure、以下 SAP)および監査基準書(Statements on Auditing Standards、以下 SAS) PCAOB による AS 等によって具体化され続けている。

当時の監査基準の設定の目的は、主に GAAS が訴訟からの防御手段としての機能を果たすことにあった。したがって、実務における通常の監査人の業務を抽出し一般化される原則を導き監査基準として設定した。この基準における監査人の責任についてのアプローチは、「帰納的アプローチ(inductive approach)」といえる。

不正に対する監査人の責任についての具体的な基準として、1951年に制定された監査手続書総覧(Codification of statements on auditing procedure)は、「独立監査人の責任と機能」において、不正に対する監査人の責任に対して、不正の発見を期待するべきでないという、否定する立場をとった。1954年に公表された GAAS は、監査実施において、監査基準試案と同様の立場を取っている。他方、1960年に公表された SAP 第 30号は、不正に対する監査人の責任について、正当な注意を行使すれば、不正に対する責任は免れるという、消極的に肯定する立場を示した。

1970年代以降の監査基準に大きな影響を及ぼしたのが、1961年に Mautz と Sharaf によって執筆された「The Philosophy of Auditing (邦訳：監査理論の構造)」であった。Mautz and Sharaf (1961) は、不正の発見に対する監査人の責任について、監査上の注意(due audit care)の概念について多く議論しており、当時の監査基準を厳しく批判している。彼らは、監査人の責任を決定する方法として、監査公準から職業的専門家としての正当な注意を導くことを試みた。この基準における監査人の責任についてのアプローチは、「演繹的アプローチ(deductive approach)」といえる。

Mautz and Sharaf (1961) は、その後、Equity Funding 事件により指名された監査人の責任委員会(The Commission on Auditor's Responsibilities、以下コーエン委員会) 報告書に影響を与えた。彼らの論文以降、遅々として、不正に対する監査人の責任について拡張しなかった SAP 第 33号や SAS 第 1号に対し

7)Broad による監査基準私案(Broad[1942])を基礎として、1947年に監査基準試案が制定された。

演繹的アプローチによる監査上の正当な注意の導出

て、コーエン委員会報告書は拡張を勧告した。さらに、このコーエン委員会報告書の成果は、SAS 第16号において結実することとなる(表1を参照されたい)。

表1 1942年から1970年代までの監査基準の展開と影響要因

年代	監査基準	論文、報告書等
1942年		Broadの論文
1947年	監査基準試案	影響
1951年	監査手続書総覧	
1954年	GAAS	批判
1960年	SAP第30号	
1961年		Mautz and Sharafの著作
1963年	SAP第33号	影響
1972年	SAS第1号	
1977年	SAS第16号	コーエン委員会報告書

出所：筆者作成

本稿に関連する先行研究には、Mautz and Sharaf (1961)の研究及び不正に対する監査人の責任の変遷についての研究があり、代表的な研究としてそれぞれ、近澤(1966)や千代田(2014)がある。しかしながら、Mautz and Sharaf (1961)の背景とその後の監査基準への影響についての研究は少ない。

そこで本稿では、「職業的専門家としての正当な注意」を検討するアプローチとして、Mautz and Sharaf (1961)による「演繹的アプローチ」を検討する。Mautz and Sharaf [1961]は、財務諸表監査における理論的根拠として、監査公準試案(tentative postulates of auditing)⁸⁾を認識している(p.49, 翻訳p.55)。さらに、監査公準試案から監査上の正当な注意概念を展開するため、「演繹的アプローチ」を利用している。従来、1947年に監査基準試案が制定されて以来、職業的専門家としての正当な注意としての具体的な基準を示す監査基準は、原則を実務における経験から構成する「帰納的アプローチ」を利用していた。この意味で、「監査人は不正に対する責任を負うべきか」及び「不正に対する責任を明示的に監査基準に記載すべきか」という問題を「演繹的アプローチ」によって、解決を図ったこの著作は革新的であったといえる。以下では、監査公準試案から監査上の正当な注意の基準の設定までを詳細に検討し、将来の研究に対する課題と展望を検討する。

8)公準論と並んで、Mautz and Sharaf [1961]は、監査上の主要な概念と考えられる、幾つかの概念の展開について取り上げている。すなわち、証拠、監査上の正当な注意、適正表示、独立性、倫理的行為という概念である。この論文は、監査上の正当な注意を取り上げる。

2 節 . 監査公準試案

Mautz and Sharaf [1961]は、監査の論理的にして統合的な理論展開に必要な基礎を提供するものとして、以下の8つの監査公準試案(tentative postulates of auditing)を認識している(p. 49, 翻訳 p. 55)⁹⁾。

公準1「検証可能性」: 財務諸表及び財務資料(financial data)は、検証可能(verifiable)である。

公準2「利害の一致」: 監査人と被監査企業の経営者(management of the enterprise)の間には、必然的な利害の衝突(conflict of interest)はない。

公準3「異常な不正の不存在」: 検証のために提出される財務諸表及びその他の情報は、共謀及びその他の異常な不正(**collusive and other unusual irregularities**)を含まない。

公準4「内部統制の不正防止機能」: 十分な内部統制組織(**a satisfactory system of internal control**)の存在は、不正の蓋然性(**probability of irregularities**)を排除する。

公準5「適正表示の要件」: 一般に認められた会計原則の継続的な適用(consistent application)によって、財政状態及び経営成績が適正に表示(the fair presentation)される。

公準6「監査証拠の期間継続性」: 明確な反証(clear evidence to the contrary)がなければ、被監査会社にとって、過去に真実と判定されたことは、将来でも真実であると判定される。

公準7「監査人の資格」: 監査人は、独立の意見を表明する目的で財務資料を検査する(**examining financial data for the purpose of expressing an independent opinion**)場合には、もっぱら監査人としての資格で行動する。

公準8「職業専門家としての義務」: 独立監査人の職業的専門家としての地位(**the professional status of the independent auditor**)は、それに対応する職業的専門家としての義務(**professional obligation**)を負う。

以上の監査公準は、相互に関連しており、不正に対する責任や正当な注意の性質を検討することに対しては、有益であるといえる。以下では、特に、監査人の

9) 鈎括弧で示されている各公準の見出しは、筆者による。各公準に見出しをつけたのは、専ら理解を簡便にするためである。また、本稿で取り上げる公準については、太字で協調している。

演繹的アプローチによる監査上の正当な注意の導出

不正に対する責任に関連している(1)公準3、(2)公準7、(3)公準8、及び(4)公準4について検討したい。

(1) 公準3「異常な不正の不存在」の検討

「検証のために提出される財務諸表及びその他の情報は、共謀及びその他の異常な不正を含まない。」

この公準3は、財務諸表監査における監査人の不正に対する責任の前提となっている。この公準が要求されるのは、もし監査対象となる資料が、広範な共謀および異常な性質の不正を含むものとすれば、現在必要と考えられる監査計画よりも、はるかに精細なものを立案しなければならないからである¹⁰⁾¹¹⁾。

他方で、Mautz and Sharaf [1961]は、不正摘発に関する監査人の責任の前提は、他の公準によって、ある程度修正されなければならない、ことを指摘している(pp. 54-55, 翻訳 pp. 60-61)。監査人の責任の基準として、公準7及び公準8の基準を置いている。以下、この二つの基準についても考察する。

(2) 公準7「監査人の資格」の検討

「監査人は、独立の意見を表明する目的で財務資料を検査する場合には、もっぱら監査人としての資格で行動する。」

この公準が要請している問題は、第一に、財務諸表監査における監査人の独立性(independence)¹²⁾の確保である。第二の問題は、社会に対する責任(responsibility to the society)に対して、ある程度の注意を払うことである。

Mautz and Sharaf [1961]は、特に重要なのは、後者である、としている。なぜならば、社会は、監査人の職業的専門家としての地位を認識しかつ助長している。したがって、監査人は社会に対して責任を負っているからである。

(3) 公準8「職業的専門家としての義務」の検討

「独立監査人の職業的専門家としての地位は、それに対応する職業的専門家としての義務を負う。」

10) 事実問題として、このような不正のすべてが摘発されるだろうということを合理的に保証するような検査が考え出されるかどうかはいささか疑問である。(Mautz and Sharaf [1961], pp. 54-55, 翻訳 p. 60)

11) ただし、この前提を採用したとしても、異常な不正もしくは共謀による不正の摘発に関するいっさいの責任を監査人から免除されない。例えば、もしその検査が容易に摘発できる不正を摘発できないほど不十分なものであれば、監査人は責任を免れることができない(Mautz and Sharaf [1961], pp. 54-55, 翻訳 p. 60)

12) 職業的会計人が提供するコンサルティング業務等については、「会計士は監査を実施している間に様々な方法で依頼人にサービスを提供することができる」と指摘されているが、これらのサービスは第二義的なものと考えなければならない。もしこれらのサービスが、監査人としての職務の適切な遂行を少しでも妨げるものであれば、まったく有害なものと考えなければならない(Mautz and Sharaf [1961], p. 58, 翻訳 p. 64)としている。

この公準が要請されるのは、監査人の職業的専門家としての地位に対する社会的認識が高まるにつれて、監査人がより高い職業的専門家としての義務を負ったからである。当時においても、業界において認められている監査基準は、かなりの程度まで業界がこのような責任を認めていることを示している（Mautz and Sharaf [1961], pp.58-59 , 翻訳 p.65 ） とされている。

（４）公準４「内部統制の機能」の検討

「十分な内部統制組織存在は、不正の蓋然性を排除する。」

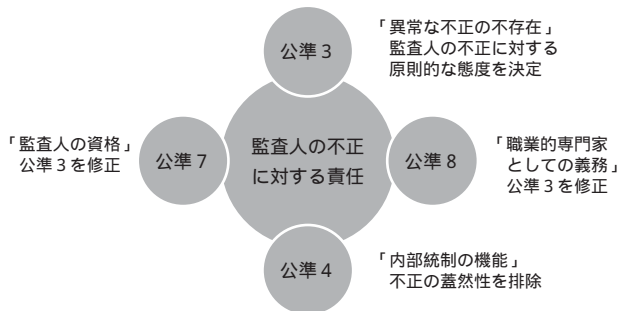
さらに、不正の蓋然性を排除する内部統制についての公準により、監査計画の範囲は、与えられた状況における内部統制の範囲に依存する。もしこの前提を放棄すれば、誤謬および不正の蓋然性が高い状況に直面し、合理的な監査業務の実施が不可能な状況を招く。

この公準が提供する基礎にもとづいて、内部統制に対する監査人の関心の程度、内部統制の検討の性質、内部統制が検査に与える影響、内部統制組織の改善、内部統制組織の欠陥の指摘、組織の運用における不正摘発に関する監査人の責任等を推論できる。

（５）不正に対する監査人の責任に対する監査公準の相互の関連

先に述べたように、これらの公準は相互に関連している。通常の手続のみを要求する、公準３「異常な不正の不存在」に対して、不正に対する監査人の責任の問題を解決するために、公準７「監査人の資格」及び公準８「職業的専門家としての義務」が、監査上の正当注意概念（a concept of due audit care）の議論を導く（Mautz and Sharaf [1961], pp.54-55 , 翻訳 pp.60-61 ）。さらに、公準４「内部統制の機能」は、内部統制のに関する監査人の正当な注意を設定することで、不正の蓋然性を排除し、公準７と公準８を支える（図１を参照されたい）。

図１ 監査公準相互間の関係



出所：筆者作成

3節 . Mautz and Sharaf [1961] による演繹的アプローチ

Mautz and Sharaf [1961]は、公準から監査上の正当な注意を導くためのアプローチとして、以下のような演繹的なプロセスを踏んでいる(Mautz and Sharaf [1961], pp.139-142 , 翻訳 pp.155-157)¹³⁾。

STEP1. 「不正の分類」: いろいろな種類の不正・誤り(the various type of irregularities)を注意深く考察し、監査人が発見の責任を認めなければならない不正・誤りと、その責任を認めることのできない不正・誤りの鍵となるような特質(characteristics that may provide a clue)を探求すること。

STEP2. 「社会的責任の認識」: 不正・誤りの発見に関する職業的専門家の社会的責任(the social responsibility of the profession)を考察するとともに、直接的にはいろいろな欠陥に由来し、間接的には信頼できない資料に基づいて行われる誤った意思決定から生ずるところの、社会的費用(social cost of)を少なくする際に彼が演じうる役割を考慮すること。

STEP3. 「発見の可能性の検討」: 不正・誤りが監査証拠に対して有する関係、換言すれば不正・誤りの発見の可能性と見込(the possibility and likelihood)を考究すること。

STEP4. 「監査上の正当な注意の識別」: 職業的専門家が、不正・誤りの発見に対してだけでなく、職業上の義務の遂行に対しても一般的に認めなければならない責任を明らかにする可能な方法として、監査上の正当な注意概念(a concept of audit care)を展開すること。

以下、段階ごとに STEP1 から STEP 4 を詳述する。

(1) STEP 1 「不正の分類」

不正・誤りとは、財務諸表又は会計記録における真実からの離反、または既定の、正当に認められ、確立された会社の政策からの逸脱である。Mautz and Sharaf [1961]は、(1)意図(intent) (2)内部統制との関係(relation to internal control) (3)重要性(materiality) (4)財務諸表の影響(influence on financial statements) (5)隠蔽の程度(extent of concealment) (6)責任(responsibility)

13) 鈎括弧で示されている演繹のプロセスの見出しは、筆者による。演繹のプロセスに見出しをつけたのは、専ら理解を簡便にするためである。

表 2 不正の分類

意識的		意識的不正・誤り										範囲外	
内部統制		無意識的不正・誤り										範囲外	
金額の重要性		金額の重要なもの										重要性なし	
共謀		共謀に関係しないもの										関係あり	
不正の細分類	財務諸表	BS勘定に影響を及ぼすもの		PL勘定		BS勘定に影響を及ぼすもの				PL勘定に影響を及ぼすもの		左記と同様	
	不正の細分類	記録の誤り	記録の誤り	記録の誤り	記録の誤り	記録の操作	記録の操作	記録の操作	記録の操作	記録の操作	記録の操作	記録の操作	記録の操作
(A)	標準的な監査における摘発の蓋然性	公算の不足、相違等	隠された不足、相違等	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落
(B)		公算の不足、相違等	隠された不足、相違等	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落
(C)		公算の不足、相違等	隠された不足、相違等	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落
(D)		公算の不足、相違等	隠された不足、相違等	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落
(E)		公算の不足、相違等	隠された不足、相違等	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落	虚偽の記入、脱落

領域 1：監査人が当然に責任を負うべき領域

領域 2-a：監査人が責任を負うか曖昧な領域

領域 2-b：監査人が責任を負うか曖昧な領域

領域 3：監査人が明らかに責任を負わなくともよい領域

(A) 単一年度の検査で期待されるもの、(B) 連続検査で期待されるもの、(C) 単一年度の検査で発見される蓋然性にあるもの、(D) 連続検査で発見される蓋然性にあるもの、(E) 摘発の不可能なもの又は見込みのないもの

出所：Mautz and Sharaf [1961] より筆者作成

演繹的アプローチによる監査上の正当な注意の導出

(7) 標準監査における発見の蓋然性(probability of detection in a “ standard ” audit)の7つの基準での不正の分類を試みている。実際には、(1)から(5)までの分類と(7)の6分類により、148分類×5分類の合計740つのセルに分類されている。

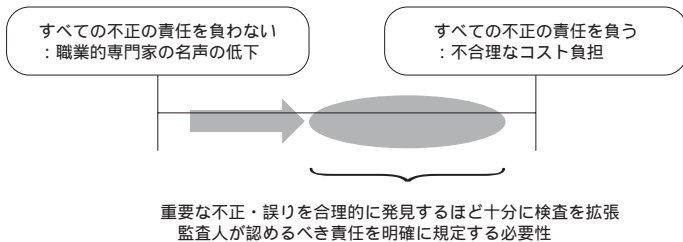
特に、(7)標準監査における発見の蓋然性による分類により、不正を(A)単一年度の検査で期待されるもの、(B)連続検査で期待されるもの、さらに、蓋然性にあるものを(C)単一年度の検査、(D)連続検査、最後に(E)摘発の不可能なもの又は見込みのないものに分類している。

(2) STEP 2「社会的責任の認識

次に Mautz and Sharaf [1961] は、社会的費用の観点から、財務諸表監査において監査人が負うべき責任について、検討している。監査基準がすべての不正の責任を負った場合には、非常に多くのコストを負うことになり、不合理であることを述べている。他方で、不正に関する一切の責任を負わない場合には、職業的専門家の名声の低下を招くことを主張している。

したがって、監査人は、実務に行っているように、重要な不正・誤りを合理的に発見するほど十分に検査を拡張することは可能である。そして監査人は、認めるべき、認めることのできる責任を明瞭にして、直接的に記載すべきである。

図2 監査人の不正に対する責任における社会的責任の認識



出所：筆者作成

(3) STEP 3「発見の可能性の検討」

さらに、Mautz and Sharaf [1961] は、STEP 1及びSTEP 2の議論から、不正を大きく3つのグループに再分類している。つまり、第一に、監査人が当然に責任を負うべき領域(表2、領域1)であり、第二に監査人が責任を負うか曖昧な領域(表2、領域2)、第三に監査人が明らかに責任を負わなくともよい領域(表2、領域3)である。

監査人が当然に責任を負うべき領域(表2、領域1)は、監査人が発見しなければならない不正・誤りであってそこには十分に入手可能な証拠があるので当然不正、誤りは、通常の検査の過程で当然に監査人の注意することになる。

監査人が責任を負うか曖昧な領域(表2、領域2)は、いわゆるグレーゾーンの領域である。この領域が問題なのは、監査人に責任を課すことも、あるいは監査人から責任を免除することも困難であるからである。

最後に、監査人が明らかに責任を負わなくともよい領域(表2、領域3)では、証拠が存在しないか、あるいは利用可能な証拠が明らかになる機会は極めて少ないので当該事情における諸事実に通じている理性あるものならば、何人も監査人に責任を負わすことができない。

当然、この責任についての分類は、STEP1で取り上げた分類のひとつ、(7)標準監査における発見の蓋然性による分類と深く関係している。つまり、不正に対する監査人の責任は、発見する蓋然性がある領域(監査人が責任を負うか曖昧な領域(表2、領域2))に問題の所在があるのであって、他の領域で監査人が責任を負うかは自明なのである。

(4) STEP 4「監査上の正当な注意の識別」

ここまで、Mautz and Sharaf [1961]は、まず、不正及び誤りの特徴を検出し(STEP1)、つぎに、監査人の職業的専門家としての負うべき責任考慮し(STEP2)、さらに、監査証拠として得ることのできる責任を明確にした(STEP3)、最後の段階では、監査上の正当な注意概念を設定すること(STEP4)で、不正に対する監査人の責任を導出し、従来のSAP第30号の立場から拡張している。

また、正当な注意を慎重な人間の基準と慎重な監査人の基準の概念に区別することにより、精緻な概念を提案している。慎重な人間の基準¹⁴⁾とは、過失によって他の第三者に損害を与えた場合に、過失責任を認定する基準となる法概念である¹⁵⁾。慎重な監査人の基準とは、不正に対する監査人の責任として、不合理なほ

14) 慎重な人間の概念は、米国の不法行為法の合理的基準の概念を援用している。Mautz and Sharaf [1961]では、ハンドの公式を引用し、「損害の確率、潜在的損害額、危険回避の費用の3つは比較考慮され合理的なバランスが保たなければならない。危険回避の費用は、損害の確率と範囲が増大するにつれて相対的にあまり重要でなくなる。」としている。また、法概念としての慎重な人間に関して2つの結論を提示している。すなわち、第一に「不当な責任を何人にも負わすことなく、他人に対し必要な保護を与えるところの基準を、各人に守らせることは、いちじるしく合理的にして公正な原理である」ことと、第二に「この基準は、踏み越えるには及ばない業務の水準を示すから、慎重な人間に対しかなりの責任を課すだけでなく、相当の保護をも与えるものである」ことである(Mautz and Sharaf [1961], p.161, 翻訳, p.178)。

15) 慎重な人間の基準とは、財務諸表監査において具体的には、彼の所属する共同社会と同じ水準の判断を行使することを要する、その有する知識を理性的に聡明に利用することを有する、職業上の通常の活動では合理的な技量を保有し、これ行使するものとみなされる、彼の経験を認め、これにしかるべき考慮を払うことを要する、の4つの基準で構成されている。

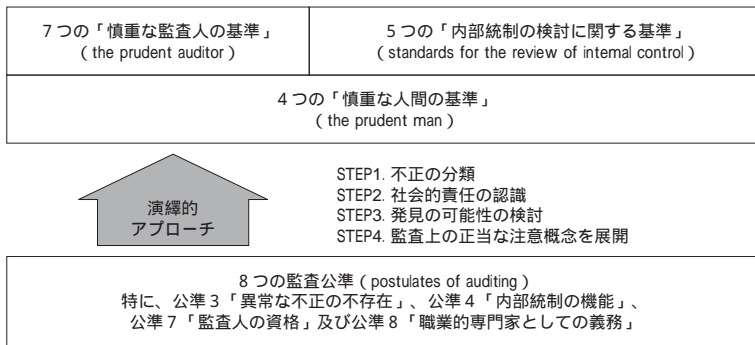
演繹的アプローチによる監査上の正当な注意の導出

ど広範な検査又は厳格な検査を課さず、かつ検査の範囲について有益な指針となる基準である。

さらに、Mautz and Sharaf [1961]は、慎重な監査人の基準を独立監査人の内部統制の検証に敷衍し、内部統制の検証の基準を提案した。内部統制の検証の基準とは、報告資料の信頼性を増大し、または不正・誤りの予想される発生を少なくする上で有用な内部統制の検証に対する基準である。監査人は、内部統制の検証に対する基準を、責任をもって業務として遂行しなければならない。

次節では、監査上の正当な注意のうち、慎重な実務家の基準および内部統制の検証の基準について詳細に考察する。

図3 Mautz and Sharaf [1961]の概要



出所：筆者作成

4 節 . 監査上の注意の現代的意味

1 項 . 慎重な監査人の基準

通常の法的概念である「慎重な人間」に加えて、「慎重な監査人」を要求する理由は、監査人が責任を負うか曖昧な領域(表2、領域2)に対して、慎重な実務家、すなわち、職業的専門家の標準を代表する監査人という考えを展開するためである。

監査人は、この概念によって少なくとも標準的な業務を行うことが要求されるから、もし監査が正当な注意をもって行われていない場合には、専門的職業の基準に達していないこととなる。監査人は、もし正当な注意をもって業務を行っており、しかも利用可能な同量の情報を有する慎重な実務家と同じように行動している場合には、専門職業の基準を満たしているものであり、この点でさらに責任を

問われることはない(Mautz and Sharaf [1961], pp.166-167 , 翻訳 pp.183-184)。

さらに、この種の基準は不当に厳格であってはならない。そうでないと職業的専門家は、この基準が耐えられないものであることを知り、また社会は職業的専門家のサービスの欠如によって損害をこうむるであろう(Mautz and Sharaf [1961],pp.161, 翻訳 p.178)。慎重な監査人の概念について、Mautz and Sharaf [1961]は、以下の7つの「慎重な監査人(the prudent auditor、以下見出しでは PA)」の原則を挙げている¹⁶⁾。

- (PA 1) 「事業上のリスクへの対応」: 慎重な実務家は、他者に対する不合理なリスクまたは危害(unreasonable risk or harm)の予測を可能にする、容易に利用可能なすべての知識(any knowledge readily available)を入手するための措置をとる。
- (PA 2) 「重要な虚偽表示リスクへの対応」: 監査上の経験(彼自身の経験か他者であるかを問わない)または被監査会社の歴史(history of the company under examination)が、従業員の仕事、部門、取引の種類または財産について特別の危険(extra risk)を示している限り、監査人は当該危険に対して特に注意を払わなければならない。
- (PA 3) 「特別な検討を要するリスクへの評価と対応」: 監査人は、監査の計画と実施にあたって異常な事情または関係(unusual circumstances or relationship)をすべて考慮すべきである。
- (PA 4) 「特別な検討を要するリスクへの評価と対応」: 慎重な実務家は、よく知らない事情(unfamiliar situations)を認識するとともに、当該事情に照らして正当と思われる予防策(precautionary measures)を講じなければならない。
- (PA 5) 「追加的手続の実施」: 慎重な実務家は、彼の意見にとって重要である事項についての疑わしい印象(any doubtful impressions)又は答えられない疑問(unanswered questions)をすべて彼の心中から取り除くため、一切の適切な措置を講じる。
- (PA 6) 「継続的教育」: 慎重な実務家は、専門能力の領域における発展

16) 鈎括弧で示されている慎重な監査人概念の見出しは、筆者による。慎重な監査人概念に見出しをつけたのは、専ら理解を簡便にするためである。これらの見出しを使用するにあたって、Chandler [1997]における Mautz and Sharaf [1961]と英国の監査基準の関係についての記述を参照した。

演繹的アプローチによる監査上の正当な注意の導出

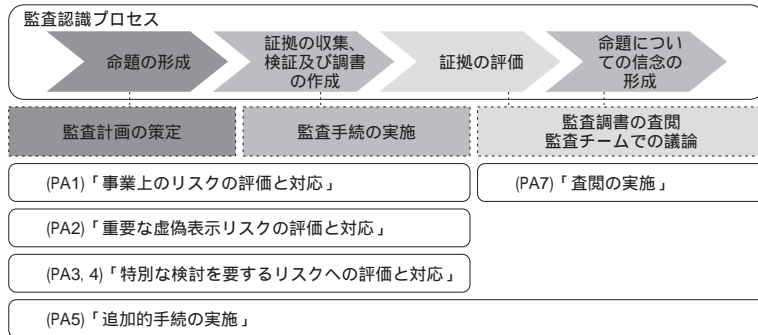
(developments in his area) に遅れないようについていく。

(PA 7) 「 査閲の実施 」 : 慎重な実務家は、補助者の仕事を査閲(review of the work of his assistants) すべき必要性を認めるとともに、その重要性を十分に理解してこの査閲を行なう

監査認識プロセスとは、監査計画から証拠の入手・評価を経て、意見表明の基礎を確かめることである(p. 179)。つまり、財務諸表監査において監査人は、(1) 立証しようとする監査命題(アサーション) を識別・形成し、(2) 監査手続によって適合した証拠を収集し、(3) 証拠の証明力を評価し、(4) 監査命題に対して信念を形成する(p. 184)¹⁷⁾。

平成 14 年の「 監査基準 」の改訂前文では、監査人としての責任の遂行の基本は、「 職業的専門家としての正当な注意 」を払うことにあり、監査認識プロセス(監査計画の策定からその実施、監査証拠の評価、意見の形成に至るまで) において、財務諸表に重要な虚偽の表示が存在する虞に常に注意を払うことを要求している(pp. 155-156)。慎重な監査人の基準(prudence)のうち、(PA 1) から(PA 5) (PA 7) (PA 8) は、監査認識プロセスにおける位置づけを以下の図 4 のように、示すことができる。

図 4 監査認識プロセスにおける「 慎重な監査人の基準 」



出所：鳥羽[2014] を一部変更して筆者作成

17) Mautz and Sharaf [1961] において、監査認識プロセスは、(1) 命題の認識(recognition of propositions) (2) 命題の評価(evaluation of propositions) (3) 証拠の収集(collection of evidence) (4) 監査上の証拠の評価(evaluation of audit evidence)、判断の形成(formation of judgement) によって、構成されている。本稿では、鳥羽(2014) の分類に従い、(1) 命題の形成(framing propositions) (2) 監査証拠の収集、実証手続及び監査調書の作成(collecting evidence , testing, and documentation) (3) 監査証拠の評価(assessing evidence) (4) 命題に対する信念の形成(forming a belief about the propositions) によって構成することとする。

監査認識プロセスにおける慎重な監査人の基準は、多くの項目がその後の監査基準で取り入れられた。したがって、Mautz and Sharaf [1961]は、慎重な実務家概念により、分類された不正の領域のうち、監査人が責任を負うか曖昧な領域 (表2、領域2)について、明確な指針を示すことに、おおむね成功しているといえるだろう。

監査人の不正に対する責任について、演繹的アプローチにより導出した。監査証拠との関係により、監査人が不正を見つけることのできる確率を考察し、責任を負うべき領域、負うべきでない領域、曖昧な領域に分類した。そして不正に関する監査上の正当な注意は、後の監査基準の制定において大いに利用された。

2 項 . 内部統制の検証に関する監査上の正当な注意

Mautz and Sharaf [1961]は、公準4 から、監査人が責任を負うか曖昧な領域 (表2、領域2)のうち、内部統制の範囲となっている監査人が責任を負うか曖昧な領域(領域2-b)について、不正の蓋然性を排除できることを指摘している。

そのうえで、Mautz and Sharaf [1961]は、慎重な実務家概念を内部統制の検討に敷衍し、以下の5つの「内部統制の検討に関する基準(standards for the review of intemal control, 以下、IC)」の原則を提供している¹⁸⁾。

(IC 1) 「権限及び職責の検討」: 監査人は、以下のことに結論を下しうよう、被監査会社の公式と非公式の組織(the formal and informal organization of the company under examination)を十分に検証しなければならない。

- a. 財務および会計上の必須の活動を遂行するための権限は、明確に確定され規定されているかどうか。
- b. 財務および会計上の活動を遂行するための責任は、定められているかどうか。
- c. 財務および保管上の活動に関する認可、記録、検閲または承認は、この種の活動を行うもの以外のものによって行われているかどうか。

(IC 2) 「財務及び会計上の手続の検討」: 監査人は、以下について結論を下しうるように、被監査会社によって採用されている財務及び会計上の手

18) 鈎括弧で示されている内部統制の検証に関する監査上の正当な注意の見出しは、筆者による。内部統制の検証に関する監査上の正当な注意概念に見出しをつけたのは、専ら理解を簡便にするためである。これらの見出しを使用するにあたって、伊豫田、松本、林[2015]の内部統制の構成要素についての詳細な記述を参照した。

演繹的アプローチによる監査上の正当な注意の導出

続(the financial and accounting procedures in use by the company under the examination)を検討しなければならない。

- a. 完了した取引については、十分にこれを検閲して財務取引は認可済みのものとして遂行されており、不認可その他の不規則な取引は発見されている旨の合理的保証を入手しているかどうか。
- b. 機械的立証手段、その他の立証手段は、業務及び財務上の資料における不正・誤りをできるだけ合理的に少なくするように十分にこれを利用しているかどうか。
- c. 財務及び会計上の職務及び取引に関する認可、遂行、検閲及び証人に対する責任を示すため、報告書が必要とされ作成されているかどうか。

(IC3)「内部統制の有効性の検討」：監査人は、被監査会社の財務及び会計部門の従業員の仕事は、彼がその割り当てられた職務を満足に果たしたか、について結論を下しうるように、十分にこれを検閲しなければならない。

(IC4)「資産保全活動の検討」：監査人は、被監査会社が、貴重な財産及び記録に対し、講じる保全手段については、破壊、盗難、規則違反、またはその他の損害による諸危険をできるだけ合理的に少なくしているか、について結論を下しうよう十分にこれを検討しなければならない。

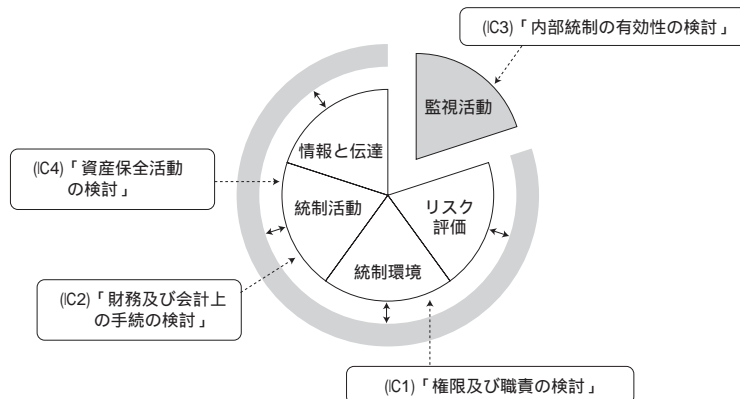
(IC5)「他の実証手続の検討」：監査人は、財務または会計部門の手続が、内部統制の目的に不満足であると考えられる場合には、これらの部門以外の関係手続または補足手続について十分な調査を行い、上記の明白な欠陥が他の手続によって補われているかどうかを結論づけることが可能でなければならない。

SAP第29号「独立監査人による内部統制の検証の範囲」は、以上のような基準と同様の結論に達している¹⁹⁾。現行のCOSOの内部統制フレームワークによると内部統制の構成要素には、(1)統制環境(control environment)、(2)リスクの評価(risk assessment)、(3)統制活動(control activities)、(4)情報と伝達(information and communication)、(5)監視活動(monitoring)がある。COSOのフレームワークにおける、Mautz and Sharaf [1961]の「内部統制の検討に関

19)内部統制に関する基準は、その後1972年のSAP第54号によって改訂され、1988年には、1985年のトレッドウェイ委員会報告書の勧告を受けてSAS第55号により改訂された。さらに1992年のCOSO報告書の勧告を受けて、1995年に監査基準78号によって改訂される。

する基準」は、図5のように示すことができる。

図5 COSO の内部統制の構成要素における「内部統制の検討に関する基準」



出所：Messier et al. より筆者作成

ここで、統制環境とは、組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与え、他の基本的要素の基礎をなし、影響を与える基盤である(伊豫田, 松本, 林[2015], p. 215)。統制環境には、権限及び職責の決定も含まれる。したがって、IC 1「権限及び職責の検討」は、統制環境に関する監査人の内部統制の検討に含まれる。

さらに、統制活動とは、経営者の命令および指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続をいう(伊豫田, 松本, 林[2015], p. 215)。IC 2「財務及び会計上の手続の検討」は、まさに統制活動に関する監査人の内部統制の検討に含まれる。また、特に IC 4「資産保全活動の検討」は、事後的に不正や誤謬を発見、是正する発見的統制活動に含まれる。

また、監視活動とは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいう(伊豫田, 松本, 林[2015], p. 216)。IC 3「内部統制の有効性の検討」は、経営管理や業務改善等の通常の業務に組み込まれて実施される日常的モニタリングに含まれる。

以上のように内部統制の検討に関する基準は、内部統制監査の中核となっている。さらに、統制環境に関する IC 1「権限及び職責の検討」を含めている点で、SAS 第 55号に先駆けている。したがって、この概念は、その後の内部統制概念の発展に大きく貢献しているといえよう。しかしながら、内部統制の検討に関する基準は、COSO 報告書が認識した監査人が検討すべき範囲のごく一部であり、

貢献は慎重な監査人の基準に比べて、限られているといえよう。

5 節 . 結論と展望

本稿では、Mautz and Sharaf [1961]の不正に対する監査人の責任を導出するために利用した演繹的アプローチを検討した。検討の範囲では、不正に対する監査人の責任における最大の貢献は、監査人の不正に対する責任について、演繹的アプローチにより導出したことにある。このアプローチは、第一に、監査証拠との関係により監査人が不正を見つけることのできる確率を考察し、責任を負うべき領域、負うべきでない領域、曖昧な領域に分類した点、第二に、曖昧な領域に対して監査認識の各プロセスで行うべき事項を明確に提示した点、第三に、内部統制に関する基準では、内部統制監査の中核をなす検討事項が多く列挙された点に特徴がある。

最後に、演繹的アプローチによる監査人の責任の研究の課題と展望を述べる。第一の課題として、導出された監査上の正当な注意の基準の評価についての研究がないことが挙げられよう。客観的に導出された監査上の正当な注意の基準の評価ができなければ、監査人の責任の大きさは、演繹的アプローチの前提となる社会的責任の多寡に依存しているため、基準設定者又は研究者の社会的責任の認識についての主観に頼らざるを得ない。そのため、監査上の正当な注意に対する妥当性を「誰」が「どのように」判断するべきか、という課題が残る。

さらに内部統制の検討に関する基準は、COSO 報告書が認識した監査人が検討すべき範囲のごく一部である。なぜならば、内部統制個別の演繹的アプローチが適用されることはなく、不正に対する責任を敷衍することで、内部統制の検討に関する基準が決定されたことにあると考えられる。したがって、内部統制の検討に関する基準を演繹的アプローチによって導出することが将来の課題となる。

(筆者は、関西学院大学大学院商学研究科博士課程後期課程 1 年)

参考文献

- AIA[1951], Codification of Statements on Auditing Procedure.
- AICPA[1961] Statement on Audit Procedure No.29 “ Responsibilities and Functions of the independent Auditor in the Examination of Financial Statements ”
- AICPA[1961] Statement on Audit Procedure No.30 “ Responsibilities and Functions of the independent Auditor in the Examination of Financial Statements ”
- AICPA[1977], Statement on Auditing Standards No.16 “ The independence Auditor’s Responsibility for the Detection of Errors or Irregularities ” .
- AICPA [1988], Statement on Auditing Standards No.55 “ Consideration of Internal Control in a Financial Statement Audit ”
- AICPA [1997], Statement on Auditing Standards No.82 “ Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit ” .
- AICPA [2002], Statement on Auditing Standards No.99 “ Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit ” .
- Bell, T.B, Peecher, M.E., & Solomon, I[2005], The 21st Century Public Company Audit: Conceptual Elements of KPMG’s Global Audit Methodology. KPMG International. (鳥羽至英, 秋月信二, 福川裕徳監訳[2010]『21世紀の公開会社監査 KPMG 監査手法の概念的枠組み』)
- Broad, S.J. [1942]. The need for a statement of auditing standards. Journal of Accountancy.
- Chandler, R. [1997], Auditing Standards in the UK. Current Issues in Auditing: SAGE Publications, 165 .
- Cohen Commission.[1978], The Commission on Auditors’ Responsibilities: Report, Conclusions, and Recommendations. Manuel F. Cohen, Chairman. New York, NY: AICPA. (鳥羽至英訳[1990],『財務諸表監査の基本的枠組み - 見直しと勧告』(アメリカ公認会計士協会・監査人の責任委員会・コーエン委員会報告書) 白桃書房。)
- Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) [1994], Internal Control-Integrated Framework, AICPA. (鳥羽至英, 八田進二, 高田敬文訳[1996],『内部統制の統合的枠組み 理論編』白桃書房)

演繹的アプローチによる監査上の正当な注意の導出

- Hurt, R. K., Brown-Libur, H., Earley, C. E., & Krishnamoorthy, G. [2013],
Research on auditor professional skepticism: Literatur synthesis and opportunities
for future research.
Auditing: A Journal of Practice & Theory, 32(sp 1), 45-97.
- Mautz, R. K., and Sharaf, H. A [1961], *The philosophy of auditing* (No.6). American
Accounting Association. (近澤弘治監訳 , 関西監査研究会訳 [1987] , 『監査理
論の構造』中央経済社。)
- Messier F. N. Jr [2009], *Auditing and Assurance Services*, McGraw-Hill Higher
Education.
- Pane [2000], The Public Oversight Board of the SEC Practice Section, The Panel
on Audit Effectiveness, Report and Recommendations, AICPA. (山浦久司監訳
[2011] , 『公認会計士監査 アメリカ公認会計士協会・公共監視審査会 , 監
査の有効性に関する専門委員会報告書』白桃書房)
- Trompeter, G. M., Carpenter, T. D., Desai, N., Jones, K. L., & Riley Jr, R. A [2012],
A synthesis of fraud-related research. *Auditing: A Journal of Pradctice & Theory*,
32(sp 1), 287-321.
- 伊豫田隆俊 , 松本祥尚 , 林隆敏 [2015] , 『ベーシック監査論 七訂版』同文館出
版。
- 千代田邦夫 [2014] , 『闘う公認会計士 : アメリカにおける 150 年の軌跡』中央経
済社。
- 日本公認会計士協会編 [2015] , 『監査実務ハンドブック 平成 28 年版』日本公認会
計士協会出版局。
- 近澤弘治 [1966] , 『マウツの監査論』森山書店。
- 鳥羽至英 [2014] , 『シリーズ「監査とその周辺」第 2 回 監査人に求められる特性
は何か : 職業的懐疑心 (professional skepticism) それとも誠実性 (integrity) ?
- 職業的懐疑心は、誰 (who) が、何 (what) に対して発揮するのか。』 『会計
情報』 Vol.452, 2014/ 4。